

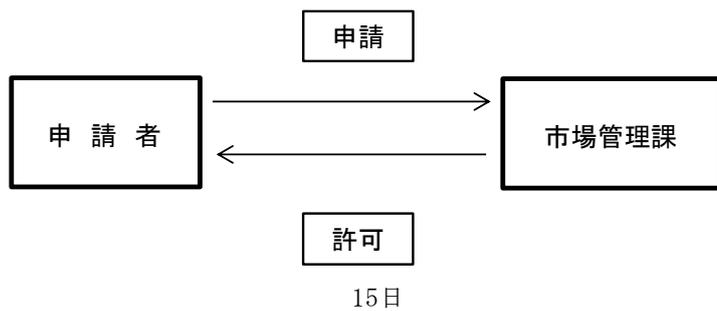
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	市場施設の用途変更等の許可	
処 分 の 概 要	市場施設の用途変更等を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第69条	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (用途変更, 転貸等の禁止) 第69条 第68条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は, 当該市場施設の用途を変更し, 又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し, 若しくは他人に使用させてはならない。ただし, 特別の理由により市長の許可を受けたときは, この限りでない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。